

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和4年6月26日 15時00分ごろ |
| 発生場所 | 埼玉県八潮市 ^{やしお} 所在のマリーナ 水元公園 ^{みずもと} 四等三角点から真方位250° 740m付近 (概位 北緯35° 47.5′ 東経139° 51.2′) |
| 事故の概要 | 水上オートバイ ^{きっしょう} 吉祥丸及び水上オートバイねこ丸は、共に棧橋に係留作業中、吉祥丸がねこ丸に衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年8月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 水上オートバイ 吉祥丸、0.2トン 232-46149埼玉、個人所有 B 水上オートバイ ねこ丸、0.1トン 230-48852埼玉、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型・特殊 B 船長B、特殊小型 |
| 負傷者 | A なし B 軽傷 1人（同乗者） |
| 損傷 | A 船首部船底に擦過傷 B 船尾部に破損、船首部に擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 水象：川面 平穏 |
| 事故の経過 | A船は、船長Aが1人で乗り組み、後部座席に家族1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、B船と共に遊走した後、八潮市所在のマリーナに戻り、B船の後に続いて、同マリーナの岸壁から南西方に延びる棧橋に右舷着けする態勢で接近した。 船長Aは、棧橋まで約0.5mの距離まで接近したところで、棧橋上のマリーナスタッフから係留索を投げ渡されたが、同索が操縦ハンドル右側のスロットルレバーの真上に届き、同索を落とさないようにスロットルレバーごと掴 ^{つか} んでしまった。 A船は、船首を浮上させた状態で急発進し、前方に入船で停船していたB船の船尾部に衝突し、同乗者Aが左舷側に落水した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、後部座席に家族1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、A船に先行して、棧橋の最も岸壁寄りに右舷着けした。 船長Bは、後方からエンジン音を聞いたものの振り向く間もなく、A船がB船の船尾部に衝突して同乗者Bが右舷後方に落水し、B船は |

| | |
|-------|---|
| | <p>前方に押されて岸壁に接触した。</p> <p>同乗者A及び同乗者Bは、共に救助され、同乗者Aに負傷はなかったが、同乗者Bが頸椎捻挫等を負った。</p> |
| 分析 | <p>A船は、栈橋に右舷着けする際、栈橋上から投げ渡された係留索が操縦ハンドルのスロットルレバーの真上に届き、船長Aが同索を落とさないようにスロットルレバーごと掴んでしまったことから、急発進して前方に停船していたB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、栈橋に右舷着けしていたところ、A船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、A船が、栈橋に右舷着けする際、栈橋上から投げ渡された係留索が操縦ハンドルのスロットルレバーの真上に届き、船長Aが同索を落とさないようにスロットルレバーごと掴んでしまったため、急発進して前方に停船していたB船に衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、スロットルレバーの誤操作に注意すること。 |